

毎週火・金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 国民健康保険手数料徴収条例等の認可  
米飯提供業者の登録
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇電気訓令 鳥取県営電気事業工事検査規程
- ◇雑報 出張所の位置更変

## 告示

### 鳥取県告示第四百十号

国民健康保険を行う大山町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き大山町国民健康保険手数料徴収条例の制定並びに大山町国民健康保険規約及び大山町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部改正を昭和三十二年八月十

四日認可した。

昭和三十二年八月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県告示第四百十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年八月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 七四七

氏名 田所雛雄

名称又は屋号 二笠屋食堂

住所 境港市中町一九

営業所の所在地

住所に同じ

七四八

加藤千秋

あまみや食堂

倉吉市東町三三九

倉吉市塚町二の二四九ノ二

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十二年八月二十日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

一日 時 昭和三十二年八月二十六日午前十一時

一場 所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題 1 県立学校管理規則について

2 小中学校管理規則の準則について

3 その他

### 電気事業訓令

鳥取県管電気事業訓令第六号

局 本 庁 一 般  
各 事 業 所

鳥取県管電気事業工事検査規程を次のように定める。

昭和三十二年八月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県管電気事業工事検査規程

(総 則)

第一条 鳥取県管電気事業に関する工事の検査は、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(検査の種類)

第二条 この規程で検査とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 材料検査（工場における材料検査を含む。）

二 出来形検査（工場における出来形検査を含む。）

三 中間検査（工場における中間検査を含む。）

四 完成検査

(材料検査)

第三条 材料検査は、幡郷県管発電所長、小鹿県管第一発電所長及び小鹿発電建設事務所長（以下「所長」という。）が行う。ただし工場における材料検査は、局長又は局長の指名した者（以下「検査員」という。）

が行う。

2 材料検査に使用する刻印のひな形及び寸法は別表のとおりとする。

3 検査済の材料は次の方法により処理しなければならない。

一 木材のうち、角材は両小口に丸太材は末口に、板類は裏面の中央に、杭木類は杭頭側面にそれぞれ刻印を打ち込まなければならない。

二 その他の材料はベニガラ、コールタール、石灰水墨汁、ペンキ等便宜のものを使用し、検査済のしを付さなければならない。

三 工場における、検査済材料には、刻印を打ち込まなければならない。

四 不合格の材料は、検査済のものと同様ない場所に置き換え、所定の期間内に搬出させなければならない。

(出来形検査)

第四条 出来形検査は、所長又は検査員が行う。ただし

工場における出来形検査は、検査員が行う。

(中間検査)

第五条 中間検査は、工事施行の中途に検査員が行う。

(完成検査)

第六条 完成検査は、検査員が行う。

(検査の代行)

第七条 所長が行う検査で、所長に事故のあるときは、あらかじめ所長の指定した吏員が、行わなければならない。

(検査方法)

第八条 検査は、契約書、設計書、仕様書、図面等に照らして厳正に行わなければならない。

2 地下又は水中等で外部から検査を行うことが困難な部分は、写真、調書又は所長若しくは監督員の証明により認定することができる。

3 検査上必要があると認めるときは、その一部分を取りこわじて検査しなければならない。

(検査の復命)

様式第一号

工事完成(手直し完了)検査復命書

下記工事は検査をしたところ契約書、設計書、仕様書、図面のとおりに完成しておりましたので復命します。

昭和 年 月 日

検査員 職氏名

印

鳥取県知事 / 殿

施工主体名		建設事務所 又は発電所名	
施工年度	昭和 年度	工事番号	
工 事	名 称		
	位 置	郡市 町村 大字	
施 工 者	住 所	郡市 町村 大字	
	氏 名		
設 計 額	円	請 負 額	円
着 手 年 月 日	昭和 年 月 日		
完 成 予 定 年 月 日	昭和 年 月 日		
実 地 完 成 年 月 日	昭和 年 月 日		
検 査 年 月 日	昭和 年 月 日		
検査立会者職氏名	発注者側		
	施工者側		
監督員 職 氏 名			
支 払 済 額	円	今 回 支 払 額	円
検査の概要及び意見又は注意事項			出来形 成 績

- 第九条 完成検査を完了したときは、別記様式第一号により復命しなければならない。
- 2 出来形検査を完了したときは、別記様式第二号により復命しなければならない。
- 3 中間検査を完了したときは、別記様式第三号により復命しなければならない。
- 4 工場材料検査を完了したときは、別記様式第四号により復命しなければならない。
- (工事の手直)
- 第十条 検査の結果その出来形が契約書、設計書、仕様書、図面等に違反し又は不完全なときは、別記様式第五号により施行者に手直しを命じなければならない。
- 2 前項の手直しが完了したときは、改めて手直し完了検査を行い前条第一項により復命しなければならない。
- (補償工事等の検査)
- 第十一条 市町村施行に係る補償工事の検査については、別に定めのあるものを除きこの規程を準用する。

附 則  
この規程は、昭和三十二年七月一日から適用する。

第式第三号

工事中間検査復命書

下記工事の中間検査を執行了しましたので復命します。

昭和 年 月 日

検査員 職氏名

鳥取県知事

殿

印

施工主体名		建設事務所 又は発電所名	
施工年度	昭和 年度	工事番号	施工方法
工事	名称		
	位置	郡市	町村 大字
施工者	住所	郡市	町村 大字
	氏名		
設計額	円	請負額	円
検査立会者氏名	検査年月日	昭和 年 月 日	
	監督員 氏名		
工期	着手	昭和 年 月 日	現場施工 責任者氏名
	完成	昭和 年 月 日	完成予定 年月日
工事進捗状況	全般	%	部分 %
検査概要			
注意又は手直し事項			
その他			

様式第二号

工事出来形検査復命書

下記工事の出来形検査を執行了しましたので復命します。

昭和 年 月 日

検査員 職氏名

印

鳥取県知事

殿

施工主体名		建設事務所 又は発電所名	
施工年度	昭和 年度	工事番号	
工事	名称		
	位置	郡市	町村 大字
施工者	住所	郡市	町村 大字
	氏名		
設計額	円	請負額	円
着手年月日	昭和 年 月 日	完成年月日	昭和 年 月 日
検査年月日	昭和 年 月 日	検査立会者氏名	
検査立会者職氏名	発注者側		
	施工者側		
監督員職氏名			
出来形歩合		出来形請負代 金	円
出来形の十分 の今回下附額	円	前回までの 下附額	円
前渡金として 支払済額	円		
検査の概要及び意見又は注意事項			

様式第五号

工事手直し命令書

下記工事について 検査を施工したところ下記のとおり手直しを命ずる。  
昭和 年 月 日

鳥取県知事 印

施工者氏 名 殿

施工年度	昭和	年度	工事番号
------	----	----	------

工 事	名 称		
	位 置	郡 市	町 大字

請負金額	円	前払、部分払額	円
------	---	---------	---

工 期	着 手	昭和	年	月	日
	完 成	昭和	年	月	日

中間検査年月日	昭和	年	月	日
---------	----	---	---	---

中間検査員職氏名	
----------	--

立 会 者 氏 名	発注者側	
	施工者側	

手直し完了期限	昭和	年	月	日
---------	----	---	---	---

(手直し事項)

様式第四号

工場材料検査復命書

下記工場において材料検査を執行了したので復命します。  
昭和 年 月 日

検査員 職氏名 印

鳥取県知事 殿

施工主体名		建設事務所 又は発電所名	
-------	--	-----------------	--

施工年度	昭和	年度	工事番号		施工方法
------	----	----	------	--	------

工 事	名 称		
	位 置	郡 市	町 大字

施工者	住 所	郡 市	町 大字
	氏 名		

設 計 額	円	請 負 額	円
-------	---	-------	---

検査立会者氏名	検査年月日	昭和	年	月	日

工 期	着 手	昭和	年	月	日	現場施工 責任者氏名			
	完 成	昭和	年	月	日		完成予定 年月日	昭和	年

検査の結果意見

